【第三種郵便物認可】 日本経済新聞（夕刊） 2020年（令和2年）10月21日（水曜日）

変わる働き方の法律㊦

やりくり一家のマネーダイニング

労災保険、副業でも手厚く

金曜日の夜。筧家のダイニングテーブルでは幸子と良男が地図を広げ、週末に訪ねる予定の紅葉スポットの話題で盛り上がっています。そこへ、自室で友人との長電話を終えた恵がやって来ました。何か幸子に聞きたいことがあるようです。

恵　ママ、労働者災害補償保険（労災保険）について教えてほしいんだけど。大学時代の友達が勤務先の業績不振で、副業を勧められているんだって。副業について労災保険に関する法律が改正されたから詳しく知りたいみたい。

幸子　いいわよ。その前に、労災保険についてはどの程度知っているの？

恵　確か、仕事中の病気やけがの治療費が無料になるんじゃなかったかな？

幸子　それは療養補償という、労災保険の給付の一部ね。会社は仕事が原因のけがや病気による損害の補償を義務付けられている。迅速で確実に補償するために公的な労災保険ができたの。保険料は全て会社が負担するのよ。業務中だけでなく通勤中のけがなどの通勤災害でも給付を受けられるのよ。

恵　療養以外にはどんな給付があるの？

幸子　仕事中や通勤中のけがや病気が原因で仕事を休んで賃金も受け取れない時、賃金の6割相当と特別支給金として2割相当の合計8割相当を休業4日目から受け取れるわ。他に障害が残った場合に一定日数分を一時金や年金で受け取れたり、亡くなった時に遺族が受け取れたりする給付金があるの。

良男　副業に関する改正っていうけど、そもそも副業する人は増えているのかな。

幸子　総務省の就業構造基本調査によると、副業を希望する人は2017年で約424万人と、25年前と比べて4割以上増えているの。働く人に占める割合は6・4%と2%ポイント増えていて、長期的に増加傾向ね。

恵　どうして増えているの？

幸子　収入を増やしたいというのは当然あるでしょうね。他にも本業以外の技術を身につけたり、人脈を広げたり、将来の起業に向けて準備したりなどの理由があるようね。企業側にも従業員が社内で得られない知識や技術を身につけられたり、優秀な人材の流出を防げたり、新たな人材が社外から入りやすくなったりと利点があるから、政府もガイドラインを公表して環境を整えているのよ。最近は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う業績悪化で、社員に副業を認める企業もあるようね。

良男　副業について労災はどんなところが変わったんだい？

幸子　改正法が施行された20年9月以降で最も大きな変更点は、給付額の決め方ね。労災保険のうち、休業や障害、遺族などで受け取れる給付額は、原則として給付基礎日額をもとに決めるの。給付基礎日額は原因となる事故の発生直前の3カ月の賃金（ボーナスなどは除く）の総額を総日数で割った金額。それまでは労災の原因の事故が発生した勤務先の賃金だけで給付基礎日額を決めていたけど、改正後はすべての勤務先で受け取っている賃金をもとに決めることになるのよ。

恵　具体的には？

幸子　A社から月20万円、B社からは同15万円の賃金で働いている人がいて、B社での仕事中に事故に遭ったとするね。法改正前は15万円を基準に決めていたのが、改正後は合計の35万円が基準になるの。例えば1カ月休業した場合は給付基礎日額の約8割を受け取れるでしょ。月15万円だった場合に受け取れるのは約12万円だけど、月35万円だと約28万円なので、約16万円も増える計算ね。

良男　ずいぶんと違うな。手続きはどうしたらいいのかな。

幸子　特定社会保険労務士の篠原宏治さんは「労災保険の給付を受けるのは本人か遺族なので、事故と直接の関係がない勤務先についても手続きする必要がある」と指摘しているわ。

恵　他に変更点は？

幸子　脳や心臓の病気、精神障害などの原因である労働時間やストレスなどの負荷を、総合的に評価するようになったの。例えば2社で働いている場合、改正前なら個別の負荷に問題がなくて労災と認められなかったケースでも、改正後は合計の負荷で判断するので労災認定されることがあるの。

恵　ところで、労災保険の対象はどこまでなの。友達はとりあえずアルバイトを検討しているみたいなんだけど……。

幸子　労災保険は正社員やパート・アルバイトといった名称に関係なく、雇用されている労働者が対象なの。建設業で自分自身だけなどで事業を行う一人親方や、個人タクシー業者、労働者数が一定以下の中小事業主などは特別加入できる。フリーランスで働く人は会社に雇われていないので、労災保険の対象にならないわ。副業で料理宅配サービスの配達員をする場合、個人として業務委託契約をしているケースも労災保険の対象外よ。

恵　これだけ聞いたら、友達も安心して副業ができそう。

幸子　特定社会保険労務士の旭邦篤さんは「労災保険の給付額の基準などが変わったとはいえ、健康を損ねたり本業に差し支えたりしないように自己管理する必要がある」と助言しているわ。恵の友達は問題ないけど、そもそも副業しても大丈夫かどうか就業規則などで確認することも必要ね。

筧幸子（かけい・さちこ、48）　良男の妻。ファイナンシャルプランナー資格を持ち、家計について相談業務を手掛ける。

筧良男（かけい・よしお、52）　機械メーカー勤務。家計や資産運用は基本的に妻任せ。最近、相続税が気になり始めた。

筧恵（かけい・めぐみ、25）　娘。旅行会社に勤める社会人3年目。自分磨きと〝コスパ〟にはかなりこだわっている。

副業希望者は増えている

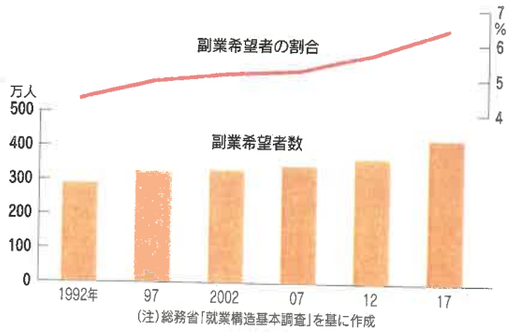

（注）総務省「就業構造基本調査」を基に作成

労災法改正で給付額の基準はこう変わる

（A社とB社の両方に雇われ、B社での仕事中の事故の場合）

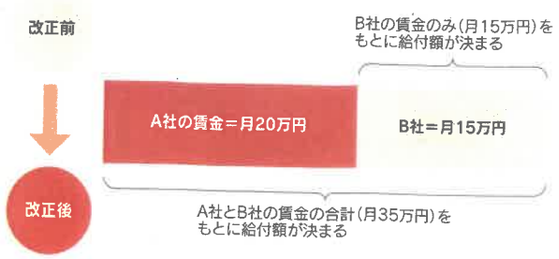

労災保険の主な給付の内容

名称	内容
療養	治療を無料で受けられる
休業	休業時に給付基礎日額の8割相当（特別支給金を含む）を受け取れる
障害	障害が残ったら給付基礎日額の一定日数分を一時金や年金として受け取れる
遺族	亡くなったら給付基礎日額の一定日数分を一時金や年金として遺族が受け取れる

雇用保険、労働時間も基準に

特定社会保険労務士　旭　邦篤さん

副業の推進に関連し、雇用保険も改正されています。例えば失業等給付を受ける基準です。賃金を支払われている日数が一定以上必要でしたが、2020年8月からは労働時間も基準として認められるようになりました。仮に複数箇所で働いていて1カ所での労働時間が基準を満たせば、勤務日数が足りなくても給付を受けられます。

複数の職場で雇われて働く65歳以上も雇用保険に加入しやすくなります。従来は1カ所で週20時間以上働くなどの条件を満たす必要がありましたが、22年1月以降は合計で20時間以上なら加入できるようになります。ただし、働く人自身が勤務先に加入を申し出る必要があります。複数箇所で働いている人が条件に当てはまるかどうかは、本人以外が把握するのは難しいためです。

（聞き手は藤井良憲）